#### ~ KLRI フォーラム ~

#### 2011年夏の日韓交流

~韓国法制研究院(KLRI)と韓国法院公務員教育院~

国際協力部長 山下輝年

法整備支援の分野で、日本と韓国が交流を始めていることは、既にこの ICD NEWS でも御紹介しております。韓国で法整備支援を担当している機関は、韓国法制研究院(Korean Legal Research Institute: KLRI)ですが、今一度、その交流経緯をここに記しておきます。

- ① 2010年1月 KLRI 金基杓院長が法整備支援連絡会(於大阪: ICD)で活動内容紹介 (ICD NEWS 第43号: 2010年6月号参照)

(ICD NEWS 第 48 号: 2011 年 9 月 号参照)

これに引き続いて、2011年8月18日に、KLRI主催で日本の法整備支援に関するフォーラムが開催され、そこに私と森永太郎教官が日本の経験について説明する機会を得ました。その内容については、次の4点を末尾に添付します。

- (1) 国際協力部 10 周年(法務総合研究所報 2011 から転載, 日本語版・英語版)
- (2) 日本による法整備支援の現状1:ベトナム (ppt 資料)
- (3) 日本による法整備支援の現状 2:カンボジア (ppt 資料) 以下では、日韓に関して個人的観察記を披露したいと思います。

#### 1 韓国の法整備支援とその枠組み

これまでの交流による情報に基づき,韓国の法整 備支援に関する情報を整理して列挙すると,次のよ うになる。

- (1) 韓国は、2009年11月にOECDの開発援助委員会(DAC: Development Assistance Committee)に加わり、国際協力分野における支援国となった。急速な経済発展を遂げた国として、他の発展途上国にとってモデルになる部分が多いと思われ、また、そういう観点から関心を寄せる国がある。
- (2) 韓国法制研究院(KLRI)(http://www.klri.re.kr/) は、政府の法律起草、改正作業を助言する研究機関である。法人形態を採っており、専門スタッフは博士号を持つ研究者で構成されている。元々は、各省庁にこの種の研究機関が個別に設立されていたが、これを一つに統合して現在の法制研究院となっている。そのため、あらゆる分野の法律研究者が存在し、これに相応する組織・機関は日本にはない。
- (3) 韓国で法整備支援の実施機関は, KLRI を含め, 全部で13 (KOICA, 韓国の大法院, 法務部国際

法務課,公正取引委員会,証券取引所など)あるが,法令起草支援の実際を担うのは法制研究院である。韓国は、「低炭素・緑化運動」(Green Growth)を国家の重要施策として掲げており、国内法制度上も環境法制を整備し、それを国際的にもアピールした。そういう効果もあってか、環境法制の整備に関する支援要請がいくつも寄せられ、法令起草支援は、まず環境分野において先陣を切っている。ただ、他分野でも法整備支援を展開していく意思を持っている。

- (4) 環境法起草支援では、法律の技術的な部分だけでなく、政策立案の部分にまで知見の提供は及ぶ。但し、アイディアやパターンを複数示す方法を採っており、韓国の手法を押し付けるようなものではない。
- (5) KOICA (日本の JICA に相当する援助機関) も, 法整備支援に前向きな姿勢を持つようになって きた。KOICA の法整備支援事業については,す べて KLRI が意見する仕組みを採っている。
- (6) 2011 年度は、カンボジアの王立法律経済大学と 共同し、また、インドネシアのガジャマダ大学 との共同で、それぞれの国の投資法(土地法、 証券取引法など)をテーマとした研究も行う。 研究結果は、英語の報告書にまとめ、ウェブサ イトにも掲載する予定である。
- (7) 韓国大法院は,外国の裁判官研修,奨学生招聘, 外国司法部とのネットワーク構築,司法研修支援などを実施している。
- (8) 大学レベルでの話として、中国人民大学が、国際センターを立ち上げ、途上国の法律専門家要請支援を始めようとしているほか、ソウル大学でも同様の動きがある。
- (9) KLRI は、英語による発信に努めており、韓国 法令の英訳を進め、改正に伴う更新作業も素早 い。

#### http://elaw.klri.re.kr/eng/main.do

(10)各国の法律情報を英語で共有することを目指

- す ALIN (Asia Legal Information Network, <a href="http://www.e-alin.org/main.do">http://www.e-alin.org/main.do</a>) は、KLRI 主導で立ち上げられたもので、韓国、中国、インド、インドネシア、カザフスタン、マレーシア、モンゴル、フィリピン、ロシア、タイ、ウズベキスタン、ベトナム、台湾といった国や地域の研究機関がパートナーシップを結び、日本からは名古屋大学 CALE が参加している。
- (11)なお、韓国法制処(日本の内閣法制局に相当) 主催により、2011年11月10-11日に第1回ア ジア法制情報フォーラム(AFOLIA: Asia Forum of Legal Information Affairs)が開催される運びと なった。KLRIではないが、これも深く関与し ているものであり、韓国法制所の企画によれば、 次のとおりである。
- ① 開催の目的
- ア 韓国の経済発展関係の法制の経験を共有し、長期的にはアジア各国との法制の交流・協力事業を 推進する基盤を構築する。
- イ 政府機関主導の法制情報交流チャネルを確保し、 学界・法曹界・産業界とのネットワークを構築す る。
- ウ 海外で活動している韓国民に世界法制情報を円 滑に提供し、国内で活動している外国人に韓国の 法制情報を円滑に案内する。
- エ KSP (知識共有事業) のプラットフォームの提供を通じて各機関の経験を共有し,発展させる場を作る。
- ② 参加対象 約300名 アジアの30か国の法制業務担当省庁の代表者及 び駐韓大使館職員
- ③ 期待効果
- ア G20 サミット後の措置としての韓国経済開発の ノウハウ紹介し、アジア法制交流・協力を活性化 させる。
- イ 世界経済秩序との調和の下でのアジア経済発展 に寄与し、アジアの平和・共存に関するメッセー

ジをアジア各国に伝播させる。

ウ 経済発展法制経験の共有を通じて法制の下での 経済発展追及の重要性を共通認識とする。

#### 2 韓国法整備支援の特徴

法整備支援の分野では、日本は、次のような特徴を説明する。即ち、明治期からフランス・ドイツ等の大陸法系に加えて、第二次大戦以降の英米法(アメリカ法)の影響を受け、約130年間にわたって現在の法制度と運用に至った経験をアジアの開発途上国に伝えられるという点である。

これに対して、韓国は、短期間で経済発展と民主 化を遂げた経験を下に、開発途上国・体制転換国と の交流支援を通して、国際貢献することを意図して いると説明している。

なるほど、長い年月をかけた日本よりも、短期間 で経済発展したことを強調するのであれば、開発途 上国にとっては魅力的に映るに違いない。アジアの 経済発展国となった韓国が、この点をセールスポイ ントとするのは道理である。しかも、韓国は、歴史 的には、日本の法制度が基本にあり、これまで必ず と言ってよいほど、日本の法律情報を参考にして、 その長所短所を素早く見極めて自らの法制度改革 を実施してきたのが実際のところである。最近で言 えば、登記制度のオンライン化は日本よりも先を行 っている。また、司法制度改革で話題になった法科 大学院制度, 法曹養成制度, 国民の司法参加(裁判 員裁判) などについても、日本の改革を見つめなが ら、法学部を廃止した上、法科大学院の数や定員に 制限を設け、司法研修所による修習制度を廃止し、 評決に最終的拘束力のない陪審制度を導入してい る。これらは、日本の問題点であると韓国が評価す る点を巧みに回避しながら、結果として、日本とは 際立った特徴を有する制度になったといえる。した がって、日本の法制度についても一応それなりの説 明ができるという立場にもある。加えて、大陸法系 で憲法裁判所を 1988 年に設け、それまでの大法院 (最高裁判所) との権限関係や憲法判断に関して経験を有する。

さらに、日本との比較で言うと、KLRI の朴鑛棟 副研究員は、その論考「日韓の法分野別法整備支援 事業の現状と問題点」(CALE 発行)の24 頁で、「先 進国に対する反感がある場合があるため、さして大 きな効果をあげることができず、むしろ同じ境遇か ら植民地主義を克服して現代化を遂げた韓国の成 長モデルを新たなモデルとして受け入れる状況が ある」と指摘している「。この点に関して言えば、実 は、今回の KLRI 主催の法整備支援フォーラムで、 私の発表に対する質問の中でも同様の内容に触れ られた。もちろん日韓の通訳を介してしか分からな いのだが、その内容は次のようなものであった。

「アメリカから韓国は法整備支援をしないのかと 質問されたことがある。アメリカが言うには、日本 がアジアの途上国に法整備支援をしているが、日本 はかつてアジアを植民地にするために進出したた めに、受入国が両手を挙げて賛成しているわけでは ない。ここは植民地経験を有する韓国が短期間に法 制を整備し経済発展した経験を伝える意義がある。 そのように言われて、それならばということで韓国 も法整備支援に乗り出した。また、最終的には将来 の南北統一のときのことも視野に入れている」と。 このセールスポイントが韓国自ら発想したもので あろうが、アメリカの言動に端を発したものであろ うが、そこはさして問題ではない。要するに、韓国 がこの点に意義を見出し、意識していることは事実 なのである。だからといって、日本が過敏に反応す る必要はない。もともと法整備支援は、どの開発途

<sup>1</sup> 鮎京正訓著 「法整備支援とは何か」(名古屋大学出版) の80 頁でも紹介されている。朴論文では韓国の優位性について、インターネット法律新聞 2006 年 5 月 25 日の次の記事を引用している。「アメリカやヨーロッパの先進国は、・・・あまりに先を行っているか、文化的に大きく異なるため、直ちにそのまま導入するには相当な負担をかける法制度を有している。日本は、ベトナムに韓国の10 倍を超える資金を注入しても、さして友好的な印象を残していないという」

上国であれ、一国の援助あるいは一機関の援助によってできるものではない。複数のドナーがそれぞれの特徴を活かし、連携協調することにより、受入国が法整備の面で発展していけば、それが社会や地域の安定につながり、ひいては日本の安定にも繋がるからである。日本の貢献によりそうなることは確かに望ましいのだが、ドナー間で対立するほどに狭量になる必要はない。韓国の朴論文(前記)自体、その46頁で「韓国は・・・東南アジアを訪れる韓国人観光客らが見せるような優越主義的態度が表に出る場合、支援の目的を達成することはおろか、国際社会で無視されるおそれもある。」と指摘しているが、これはどの国・機関にも一長一短があることを示しているともいえよう。

韓国側の発言によると、自国の企業のことを考えて で商事法・経済法関係に支援していくことを考えて いるということであった。おそらく効果がより直接 的であることを期待しているものと受け取れた。そ こで、法整備支援を先に始めた者として、次のよう に助言した。「商事法・経済法を支援するのはいいが、特に体制移行国では、民事法・民事契約と、社 会主義における経済法・経済契約が分かれている。 もし韓国の皆さんが、民法が基本法で商事法がその 特別法であると考えているなら、そして商法に規定 がなければ基本法たる民法に戻って考えることを 当然と考えているなら、それとは全く異なる発想が あるので注意したほうがよい」と。

また、森永教官は、ベトナム現地専門家として3年・国際協力部教官5年の経験から、「法整備支援の世界はすぐに効果が出るものではなく、ぐっと我慢して我慢して、待ちに待って、そして受入国が徐々に進展することに理解を示して耐えることが重要である」と強調し、韓国側参加者に現実の世界は厳しいことを伝えたのであるが、この点はかなりの共感と理解を得たようである。

日本が欧米のドナーに遅れて法整備支援の世界に 入ったのが 1990 年代後半であるが、その日本が 15 年の試行錯誤を繰り返して現在に至っている。そし て今、韓国が法整備支援の世界に入ってきたのであ るから、日本にはまだ「一日の長」がある。もちろ ん日本も安穏とはしていられないが、互いに切磋琢 磨して、アジア諸国の法整備支援として貢献できる ようになることが望ましいであろう。この KLRI 主 催の法整備支援フォーラムに韓国側からの参加者 は20名程度であった。KLRIにいる研究者のほかに は、KOICA に勤務する韓国弁護士 (Kim Nam Yeaon)、 ソウル国立大学講師・博士(Lee Eubong), 弁護士(Sim Dong-Sub), 崇実大学校准教授(Lee Sanghyun), 韓 国外国語大学教授・弁護士 (Kye Kyoung Moon) な ど様々な実務家や研究者が出席していた。中でも、 環境法専門の研究者が散見されたが、これは韓国が 「低炭素・緑化運動」(Green Growth)に重点を置い ていることの表れであろう。いずれにしても、日本 の経験を伝え、今後の交流の契機にもなったことは 有意義であった。

なお、ソウル大学校法科大学法学科博士課程に留学中の松尾和彦氏には通訳を一部担当してもらうなどお世話になったので、この場を借りて御礼申し上げたい。

#### 3 フォーラムの周辺事情

#### (1) 韓国出張に至るまで

今回のフォーラムの話が当部に持ち込まれたのは、2011年7月初めのことであった。日程は、約1か月後の8月中旬であったが、日韓の交流を継続していく重要性は何事にも代えがたい。KLRIから企画された背景には、これまで日本に招聘しているため、相互主義の発想があって提案してきたことも考えられ、そこは相手の立場も考慮して、日程をやりくりしてでも参加することにした。その結果、私自身としては

8月16日(火) 関西空港発

8月17日(水) 韓国法院公務員研究院へ訪問

8月18日(木) 本ジョントセミナー

8月19日(金) 仁川空港発 金沢着(国内行事へ) というように変則的な日程となった。

8月15日は、日本では終戦記念日、韓国では光復節であり、その直後ではあるが、日本は「お盆」で一気に夏休みモードであるものの、韓国も同じ雰囲気かと思いきや、事情は異なる。韓国では、むしろ秋夕(チュソク)といって、旧暦8月15日(2011年は9月12日)のほうが国民的一大行事である。したがって、韓国側に迷惑をかける時期ではなかった。

一方、個人的には、これまで UNAFEI 教官・ICD 教官としてアジア諸国を訪問した経験はあるが、途 上国支援の仕事であるため、アジアの中でも先進国 であるシンガポールと韓国を訪問したことはなか った。当部の活動の一部に「日韓パートナーシップ 研修」があるが、これは他の教官が担当していたた め、日本で韓国の方々をお世話したことはあっても、 韓国を訪れる機会を失していた。韓国は近くていつ でも行けるという考えがあって、個人旅行も経験し ていない。そこへ今回の企画が舞い込んだため、自 らの見聞を広める意味もあって参加した次第であ る.

国際協力部長として参加すると、必ず挨拶の機会がある。実は、個人的にも 1990 年代から「日韓言葉のつながり」に興味を持ってきたし、ここ数年は韓流ドラマのファンでもある。ハングルもゆっくりではあるが読めるようになった。ちなみに「ハングル」は「韓字」の意味であり、文字自体を指す。日本語で言えば、漢字・平仮名・片仮名という文字を意味するので、漢字語とか平仮名語という言い方をしないのと同様に、ハングル語とかハングル会話という言い方は非常におかしいことになり、韓国語あるいは朝鮮語と呼ぶのが適切である。

#### (2) フォーラムでの挨拶

以上の次第で、挨拶の出だしは愛嬌として韓国語 で話し、私なりの思い入れが分かるようにした挨拶 の内容が次のとおりである。

韓国法制研究院 Kim Ki-Pyo (金 基杓) 院長を始め、お集まりの皆様、おはようございます。法務総合研究所国際協力部長の山下輝年と申します。

この度は、研究院におきまして法整備支援に関するフォーラムを企画され、私共が日本の活動状況につきお話しする機会を得ることができ、光栄に存じております。そして、そのために我々を御招待くださったことに対して、心から感謝申し上げます。

また、個人的にも、韓国は以前から訪れたい国であったわけですが、近いだけにいつでもいけると後回しになり、この度ようやく念願叶ったわけです。こうしてハングルに囲まれ、韓国と人々に接して肌で感じていることは、夢のような気分でもあります。

さて、今回の主題であります法整備支援については、欧米諸国の援助機関(ドナー)は相当以前から経験を有していますが、日本が曲がりなりにも、この活動を意識するようになったのは1994年のことであります。

そのときから数えると17年になるのですが、本格的になったのは2000年からになります。そして、法務省に国際協力部が設けられたのが2001年ですから、今年が10周年になります。

ベトナムに始まり、カンボジア・ラオス・インドネシアと進めてきましたが、それぞれの国の実情に合わせ、手作りの支援を実施してきました。その意味で、非常に手間のかかる活動でありながらも、実に多くの貴重な経験をしたというのが、私の実感であります。

実は、10年前の段階で、韓国も法整備支援に乗り 出すということは聞いていましたが、ここ数年、特 に戦略的に活動を活発にしていることは、ニュース 等を見ましても感じております。

ある途上国に対する法整備支援を,一つの先進国 やドナーで受け持つことはできるはずがなく,必ず ドナー間の分担・連携・協力が必要になってきます。 アジアで、日本と韓国が、それぞれの特徴を活か して、アジア地域における法の支配の確立と社会の 安定に貢献することができれば、この上なく価値あ るものになります。

私が常々思っていることは、元々自然界には国境などなく、国境は人間が作り上げた人工的なものですから、人間が失くすこともできるということです。 しかし、現実はそうもいきません。

法律も国民国家と結びついているのですが、その 法を動かすシステムや法律家の意識で、何かを進展 させられるはずで、そういう希望をもって活動して いきたいと思っております。

最後に、日本では、かつてドラマ「キョウリョンガ」(冬のソナタ:女優チェ・ジウ主演)で韓流ブームが巻き起こり、個人的には、ドラマ「ポメワルトゥ」(春のワルツ:女優ハン・ヒョジュ主演)に魅力を感じました。ならば、国際協力部としては、この機会を、JK-POP(韓国語で「法」の意味あり)におけるヨルメキョリュ(夏の交流)として、記憶と記録に残したいと思っております。

カムサハムニダ

#### (3) KLRIの行動を垣間見る

このフォーラムの間に,関係者の行動を見ている と,韓国政府と近い関係にあり,重要な業務が多数 あり,それが同時並行で進んでいると思われる様子 が看て取れた。

例えば、このフォーラムの実質担当者の李濬瑞 (Lee Jun-Seo)氏は、グローバル法制研究センターの国際協力「TFT チームリーダー」であるが、中近東や台湾を飛び回って活動している。鄭明雲(Jung Myoung-un)氏は、名古屋で長年過ごした日本語堪能な研究員であるが、やはり中近東やカンボジアとの国際協力活動で繁忙を極めているという。そして、KLRI の金基杓院長は、日本で言えば内閣法制局に長らく勤めた高級幹部であり、フォーラムの合間に

も,政府から呼び出されたり,決裁文書か合意文書 のようなものが回ってきて,署名している様子であった。

なお、今回のフォーラムは、ホテル「江南ノボテル」のボールルームで開催された。この辺りは国際 舞台だと普通なのだが、日本、特に法務省と比べる と相当の違いがある。例えば、会議場にしても、我々 はホテルを借りると贅沢・無駄と考えがちであり、 一方でいつでも使えるように自前の施設を設けてい る。借りるときのコストか造るときのコストか、ど ちらが効率的かという問題になるのだろうが、その 行動様式の違いは大きいと感じた。目標に向かって 素早く動く機動性に富んだ韓国式と、事前にじっく り準備してミスのないように進む日本式か、という ようなところであろうか。

さて、日本に負けず劣らずのホスピタリティーも経験した。日程のところで記したように、フォーラム前日に韓国法院公務員教育院を訪問することにしていたのだが、当方が調べた事前情報では自動車で40分程度で着くというものであった。ところが、その所在地と訪問時刻を聞いた KLRI 職員が、「1時間以上かかり、渋滞も読めないので、早く出た方がよい」と言って、前夜にホテル・フロントに行き先と出発時刻を告げてタクシーを手配してくれる念の入れようであった。この件は、後の顚末があるのだが、非常なる親切心と面倒見の良さを垣間見た思いがした。

また、到着当日の夜に夕食を共にしたのだが、一軒目に入った店で焼肉を食べた。当方は、ある意味で味に鈍感であり、その意味では何でも良い。しかし、KLRIの彼らが「ここの肉は駄目だ。店を変えよう」と言い出し、1時間経つか経たないかというところで店を出ることになった。これもホスピタリティーなのであろうが、まさに即断即決であり、日本人にはない行動様式であろうと感じた。

周辺事情といえば、韓国到着時から大雨であり、 最初の二日間は行動もままならず、フォーラム当日 は唯一晴れたが、その日は朝から夜までホテルで発表と討論と懇親会という巡り会わせとなった。

#### 4 韓国法院公務員教育院について

#### (1) 訪問の趣旨

今回の KLRI 訪問の機会を利用して、1999 年から 交流のある韓国法院公務員教育院を訪れた。その主 な趣旨は、日韓パートナーシップ研修の関係である。 1999 年から続けているこの研修は、その年の同じ研 修員が相互に日本と韓国で議論するものであるが、 その主な対象は登記関係である。なぜ日本の法務省 と韓国法院がパートナーかといえば、韓国では戦前 の日本の制度のまま、法院が登記を所掌しているか らである。この研修・宿泊場所が日本では浦安セン ターであるのだが、今般の東日本大震災により液状 化現象で使用不能となったため、2011 年度はやむな く中止したという経緯にある。その経緯の説明と今 後の協力について確認するために訪れたのである。

ところで、この機関の名称は、日本語としては違 和感のある表記かもしれない。しかし、韓国はハン グル表記であっても,この一文字一文字はもともと 漢字であり、それをそのまま表記するとこうなる。 違和感の原因を私なりに考えると、二つある。一つ は、「院」「員」の同音が3回も繰り返されるため であろう。もう一つは、「教育」という用語に対す る日本語のニュアンスである。日本で「教育」とい うと, 学校教育に代表されるように, どうしても「教 え込む」「詰め込む」という感覚があり、上から目 線の感覚が拭えないのである。もともと英語の "education" は、教え込むのではなく、その人の持 っている能力、本人が気付かずに持っている能力を 引き出すという意味がある。今流行りの「コーチン グ」のほうが意味としては合っている。また、「和 解技術論」で有名な草野芳郎の言う「当事者自身が 持つ解決能力を活かす」というものと似ている。と ころが、これは日本語の「教育」となった瞬間に趣 旨が変わるので、自ら研鑽する「研修」(研いて修 める)のほうが落ち着く感じがする。韓国における 「教育」のニュアンスまでは分からないが、日本語 として敢えて違和感のない表記にすると「韓国裁判 所職員研修所」となろう。

#### (2) 組織・概要

教育院の組織概要については、別添のとおりであ り、ここでは特徴点だけ述べておきたい。

まず、沿革としては、1962年11月3日に設置された法院職員訓練院に遡るが、現在の名称になったのは1979年9月1日である。そして、2001年2月1日にソウル市内から車で約40分かかる現在の新庁舎に移転した。偶然にも国際協力部が創設された年と同じであるから、覚えやすい。

「法院」と言うときには、裁判所全体を指し、要するに大法院(日本の最高裁判所)に相当する。そして2011年7月31日時点での職員構成は、

裁判官 2,616名

一般職 8,942名

技能職 2,861名

その他 2,548名 (以上合計 16,967名) である。

この公務員(職員)を対象として教育(研修)を 行う機関であるが、法官(裁判官)は除かれる。つ まり、裁判官・司法修習生以外の裁判所職員(書記 官・事務官・執行官)であるが、登記も所掌事務で あるため登記官も含まれる。

その他に、韓国には大法院とは別に「憲法裁判所」があり、これが遅れて1988年にできたためであろうが、その職員についても、「その他大法院長が必要と認めた者」という範疇で、憲法裁判所から委託を受けて教育(研修)を実施している。同様の要件に該当する研修としては、国防部・法律救助公団の職員などを対象としたものがある。

なお、韓国における議論として、法院が所掌して いる登記関係業務を法務部(日本でいう法務省)に 移管してはどうかというのがあるらしく、政府から 法院宛に意見照会が来ているということであった。 つまりは、日本と同じようにしようという発想であろうが、当然というか、この教育院を含めた法院の意見としては、このままを維持したいということで回答する方向であるということであった。もちろん、日本型になると、教育院の登記関係部門のスタッフ・ノウハウを含めて法務部に所管替えとなって分割されことになるのであろう。もちろん、今後どうなるかは分からない。

#### (3) 教育院訪問時のエピソード

今回の訪問に当たって,訪問日時は8月17日午前10時であったが,教育院側からは直前に別件があるので「午前10時を少し過ぎて来て欲しい。10時前には来ないで欲しい」という申し出があった。韓国も日本と同じで,訪問客を待たせては悪いという考えがあるのだろうと思った。そこで,車で約40分だが,もしスムーズに行った場合には近くの公園で時間を潰して訪問しようと考えていた。

ところが,「3(3)」で記したように, KLRI の親 切心により1時間以上かかるということで、かなり 早めにタクシーで出発した。すると, なんと 30 分で 着いてしまった。しかも、タクシー運転手は、日本 語も英語も通じず、行き先と地図を示しただけであ ったので、一直線に教育院に向かってしまった。す ぐ横の公園で時間を潰そうにも、運転手に伝わらな い。その運転手も教育院の門のところで、守衛か職 員のような人に「ここが教育院か?」というように 尋ね、その人が教育院に電話して我々の来訪を告げ てしまった。そのため、あれよあれよという間に建 物まで進み、結局、30分以上も早く着いた。建物の 前に,明らかに慌てた様子の男性二人が出迎えに出 てきた。おそらく「何故こんなに早く来るのだ?」 と思ったに違いない。もちろん、顔にはそんな様子 はおくびにも出さず、丁寧に対応してもらった。そ の男性は教育院事務局の人であったが、やはり韓国 語しかできない。結局, 日本で研修経験のある事務 局長 Seong Ae Kyong 氏 (日本語堪能) の部屋に案内 されて一頻り話した後に、訪問日程をこなすことに なった。海外では、何事も予定通りに進まないこと の証拠であり、その場で臨機応変に対応するしかな い。

#### (4) 教育院のHPに訪問記事掲載

最後に、今回の訪問については、教育院の HP に 掲載されたので、その日本語仮訳をここに記してお く。

http://edu.scourt.go.kr/dcboard/DcNewsViewAction.wor k?seqnum=281&gubun=51

### 日本国法務省法務総合研究所国際協力部長の訪問 (仮訳)

日本国法務省法務総合研究所国際協力部の山下輝 年部長を始めとする3名が,2011年8月17日(水), 法院公務員教育院(院長カンヨンウク)を訪問しま した。訪問団は、2011年度韓・日登記官等相互研修 が、日本の大地震と津波によって中止されたことに ついて遺憾の意を表明し、我が国の法院公務員教育 院の教育システムや施設を見学のため訪問しました。 今回の訪問は、教育院長との会見、講演会、庁舎 見学、記念撮影、歓迎の昼食会などといったスケジ ュールで進行しました。教育院長は、歓迎の挨拶の 中で、地震や津波で苦しんでいる日本の国民が希望 を取り戻し、迅速な復旧が実現することを切に望む と述べ、2011年度の相互研修が中止された点につき、 韓国側の研修機関である法院公務員教育院としては 非常に残念に思うし、来年行われる相互研修では、 より多くの準備と研究を通して、より深く、幅広い

日本国法務省法務総合研究所国際協力部の山下輝年部長は、返礼の言葉の中で、日本に大地震と津波が発生した際に韓国から送られた支援と激励に感謝し、今年度の相互研修は地震の影響でやむを得ず中止することになったものの、来年には全てが正常化され、相互研修も再開されるだろうと信じていると述べ、今後、韓日両国の司法交流がより一層活発になることを望むとされました。

議論が行われることを期待するとしました。

事務局長は「韓国の法院公務員教育制度」についての講演の中で、教育院の教育及び研修の制度を紹介し、続いて、庁舎見学により教育院の施設を案内する時間を持ちました。

最後に、歓迎の昼食会を通して、お互いの法制度 や文化についてより深く理解し、両国間の友交を深 める有意義な時間を持ちました。

\_\_\_\_\_

#### 国際協力部 10 年の法整備支援

#### 1 国際協力部の誕生

法務総合研究所内に国際協力部が誕生したのは, 2001年4月1日であり,この4月で満10年が経過 しました。

2001年と言えば、6月12日に司法制度改革審議会意見書が提出されています。その意見書「II・第3・3」に「法整備支援の推進」の項目で「発展途上国に対する法整備支援を推進すべきである。」とされました。この支援活動に専従しているのが国際協力部です。2001年には中央省庁等改革がなされ、1月6日に1府12省庁でスタートした年でもあります。正に変革の時代を象徴する出来事です。

国際協力部は、東京誕生しましたが、半年後の11月には新築の大阪中之島合同庁舎に拠点を移して、現在に至っています。「もう10年」なのか、「まだ10年」なのか。人によって印象は異なると思いますが、部として一つの区切りを迎えたことは間違いありません。

ところで、新部創設には部長・教官5名・専門官9名(民事局・矯正局・検察庁出身など)の総勢15名でした。国際協力部の業務は、「外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力を行うこと。」となっています。現状は、主にアジアの開発途上国に対する民商事法を中心とした国際協力を行っていますが、規定上の間口は広く、担う役割の大きさを実感できるかと思います。

#### 2 胎動の時期

物事の誕生には必ず「胎動」があります。国際協力部が誕生する前の状況をここで振り返ることにします

先の司法制度改革審議会意見書で「法整備支援」 と呼ばれた活動は、その名称すら存在しない頃の 1994年から始まりました。ベトナム司法高官を招い て日本の制度を紹介する研修が最初です。法務省大臣官房秘書課により実施され、翌1995年から法務総合研究所の総務企画部で毎年1回の研修を実施していきました。まずは担当者が国際連合研修協力部(UNAFEI)の研修に帯同し、国際研修運営を体験することから始めたのです。また、同じ時期にカンボジア研修も年1回ペースで始まります。こちらの方は日本弁護士連合会が中心で、法務省と最高裁判所が協力する形でした。

1996年には、この活動を民間の立場から推進するため、財団法人国際民商事法センター(ICCLC)が設立されました。現在もICCLCと法務総合研究所の共催で「日中民商事法セミナー」が定期的に開催されていますが、その始まりの年でもあります。また、同じ年には国際民商事法研修も始まっています。これはアジアの複数国を対象とした多数国間研修で、通称「マルチ研修」と呼ばれ、いわば UNAFEI の民商事版です。そして、12 月からは JICA(国際協力事業団、後の独立行政法人国際協力機構)がベトナムに対して3年プロジェクトの支援を始め、弁護士1名をベトナム司法省に派遣したのです。

1997年から日本での研修が年2回,ベトナム現地セミナーが年4回開催されるようになり、法務総合研究所は、研修運営やセミナー講師派遣で協力していきます。1998年にはカンボジア支援のための調査がなされ、民法・民事訴訟法の起草支援につき基本合意ができました。この年にはラオスに対する研修も名古屋大学と共同する形で始められています。

そして、1999 年から 2000 年にかけて胎動は一気に活発になっていきます。まず、ベトナム支援は次の3年プロジェクトに移行し、その記念としてICCLC主催でハノイにて「日越民商事法セミナー」が開催されました。ここでは、故三ヶ月章東京大学名誉教授・法務省特別顧問により格調高い基調講演がなされたのです。その内容については、法務総合

研究所で「日本国の近代化 (1868年) 以後における 法制度構築の歴史」(日英対訳) としてまとめました (2001年7月発行)。2000年からは日本の法曹三者 がベトナム司法省に JICA 長期専門家として派遣さ れるようになります。一方、カンボジア支援は、民 法・民事訴訟法の起草案作成のため、著名な法学者 と実務家が共同してチームを作り、日本とカンボジ アを相互に行き来しながら活動を本格化させていっ たのです。 さらに、1999 年からは ICCLC の共催で 「日韓パートナーシップ研修」も始まりました。相 互に対等の立場で啓発して専門性を高め, 同時に相 互交流による友好関係を強化していくことを目指し たものです。いわば共同研究型のもので、援助を脱 した後の国際協力の理想型です。テーマは、登記・ 戸籍を中心として始められたため、これを所管とす る日本の法務省と韓国の大法院がパートナーとなっ ています。また、アジア開発銀行(ADB)と共催で、 中国・インド・ネパール・パキスタン・フィリピン・ タイの法律家を対象として、多数国間研修(マルチ 研修)を実施したのも、2000年5月のことでした。 なお、2000年1月には「法整備支援連絡会」が法 務省地下1階の大会議室で開催されました(同年10 月に第2回を開催)。法分野において、それまで個人 ベースや機関ベースで様々な国際協力活動がなされ ていたため、一堂に会して情報の交換と共有を図り、 連携協力するためのものでした。

#### 3 国際協力部の始動

冒頭で記しましたが、国際協力部は、2001年4月 1日に赤レンガ棟で発足し、2001年11月には大阪 移転が予定されていたため、その報告を兼ねて、こ の年の9月13日には浦安総合センターで第3回法 整備支援連絡会が開催されました。援助の世界では 必要となるPCM手法(Project Cycle Management)を 学ぶ機会も設けました。前例のないことをやるのが 国際協力部であり、教官も専門官も分け隔てなく参 加する研修でした。 2001年11月から12月にかけて2班に分かれて順次移転し、いよいよ大阪での活動が始まります。国際協力部報として「ICD NEWS」を創刊したのが2002年1月です(その後定期刊行し47号まで発行)。

#### 4 活動の本格化と変遷

国際協力部の活動は、途上国の法制の維持・整備に関して支援するものです。内容としては、法律の起草案を作成する支援(起草型の立法支援)もあれば、対象国による法案起草の前提として情報・資料を提供する支援(助言型の立法支援)もあります。そして、法制度の運用面に関する支援もあれば、運用する人材つまり法律家の養成に関する支援もあります。途上国の実情は国によって千差万別であり、その実情に応じて進めなければなりません。また、手法としては、①派遣された長期専門家による日常的な助言やワークショップ、②短期専門家によるセミナー開催、③日本国内の支援グループによるコメントや助言、④日本での研修などを組み合わせるというものです。これらは当初から採られている手法で、基本的には10年間受け継がれてきています。

ここで、10年間の発展をまず数字で振り返ってみます。

#### 1 対象国の増加

対象国は、当初はベトナム・カンボジア・ラオス・韓国でした。しかし、国際協力部ができた 2001 年にはモンゴル・ウズベキスタン・インドネシアでの現地調査がなされ、その後に支援が開始されるようになります(モンゴルは日弁連中心)。また、ウズベキスタン支援は 2008 年から中央アジア 4 か国の比較法制研究セミナーとなって関係国が増え、同じ年には中国に対する民事訴訟法関連の支援が始まるようになりました。さらに、2009 年からは東ティモールやネパールから要請を受けるなど、対象国は広がってきています。これら 12 か国のほか単発の諸外国対象の研修受入れを含めると、関与した国数と研修員数は、2001 年から 16 か国・延べ 1,013 名に上りま

す(1994年からでは28か国・延べ1,439名)。

#### 2 人的体制の拡大

この 10 年間で、法務省関係の長期専門家の派遣 人数は、当初のベトナム2名からラオス・カンボジ アを含む3か国・5名に増えました(弁護士や大学 関係者を含めると合計50名)。現地の調査やセミナ ーに派遣した日本の専門家は、11 か国・97名に及ん でいます(1994年からでは11 か国・120名)。職員 も教官が3名・専門官が1名増え、総勢15名から 19名となりました。2004年度からは裁判官出身の教 官も加わるようになっています。なお、この10年間 の国際協力部職員(教官・専門官・長期専門家)の 一覧表を参照してください。

なお、活動の変遷を象徴するものとして、国際民商事法研修(マルチ研修)の終了があります。国際協力部の活動は、JICAと密接に関連していますが、JICAは2003年と2008年に大きな機構改革がなされ、その方針も多数国対象の援助よりも地域別、地域別よりも国別援助を重視するようになりました。その影響もあって、このマルチ研修は2007年度が最後となったわけです。この研修は民間人を含む日本人研修生が参加するユニークなものでしたが、その終了は時代の流れを物語る出来事といえるでしょう。

#### 5 これまでの成果

法分野における国際協力では成果が見えにくいものです。それは、最終的には一国の主権に関わるため支援した内容がそのまま反映されるとは限らず、対象国の政治情勢により途中で立法の優先順位が変わることもあるからでます。また、法律ができて終わりではなく、法がその国に定着することも視野に入れる必要があります。それでも、支援の成果をここに掲げておくことは重要かと思い、その代表例を紹介しておきます。

#### 1 ベトナム

まずベトナムの立法支援(助言型)についてみる

と,1995 年民法の改正,知的財産法,民事訴訟法,破産法改正,不動産登記法,担保取引登録法,判決執行法,国家賠償法などの支援を実施してきました。その結果,民法は改正ではなく,2005 年民法の新法制定という形が採られました。新民法は市場経済化への対応としては不十分ながらも,契約自由の原則を正面から認めるなど相応の成果を挙げています。民事訴訟法と改正破産法は2004年6月に成立し、民事判決執行法が2008年11月に成立したほか,国家賠償法が大幅に遅れたものの2009年6月に成立するに至りました。その他はベトナムの方針が揺れ動き,今後の課題となります。

一方,人材育成支援については、刑事・民事事件の解決技術に関する教材、判決書マニュアル、ベトナム判例発展に関する共同研究、検察官マニュアルなどが完成し、実務及び教育の場で活用されています。

#### 2 カンボジア

次にカンボジア支援では、まさに日本側の研究者・実務家グループがカンボジア司法関係者と対話をしつつ、民法・民事訴訟法の草案作りから始めました。他の国際機関等が短時日で草案を作るのとは対照的に、4年以上かけてカンボジアの実情を考慮しつつも、国際的にも耐え得る内容としたのです。両法は2003年3月までにクメール語で草案が完成して引き渡されました。その後、カンボジアの立法手続に入った段階でも支援し、民事訴訟法が2006年7月に公布され(2007年7月施行)、民法は2007年12月に公布されるなどの成果を挙げています(2011年3月時点で未施行)。その他、民法・民事訴訟法の関連法規(人事訴訟法、非訟事件手続法等)の起草を支援し、順次成立に向かっています。

また,2005年11月からは裁判官・検察官養成校で教官候補生に対して民法・民事訴訟法に基づく民事裁判実務教育を行っており,これまで28名が育って実務家として活動しています。そのうち7名は,2008年5月から教官の代わりに同養成校で後進の

指導に当たり、うち2名は書記官養成校でも指導するなど実力を発揮しています。残りの教官候補生もいずれ教官となって指導することが期待されているのです。

#### 3 ラオス

ラオス支援では、2003年から民法・企業法の教科書作成支援、判決書マニュアルと検察官捜査マニュアルの作成支援を行い、これらが実務で使用されています。その後2010年7月から新たに法律人材の育成強化プロジェクトが始まっています。具体的な立法の支援ではなく、ラオス法理論の構築とこれに基づく司法・立法実務上の問題分析を通じて、法学教育や司法関係の人材・組織強化を図ることを目指しており、今後の成果が期待される状況です。

#### 4 インドネシア

インドネシア支援では、2002年から民事司法制度 比較研究など通じて合計5年間かけて実情を分析し た後、2007年から和解・調停制度強化支援プロジェ クト(2年間)を実施しました。その結果、2008年 7月にインドネシア最高裁規則が改正され、その後 には規則の注釈書や Q&A が作成されたこともあっ て、和解・調停の積極的な利用に関心が広がってい ます。この活動を通じてインドネシア最高裁と国際 協力部の信頼関係が醸成され、今後も人材育成分野 における協力継続を望むようになっています。

#### 5 ウズベキスタン

ウズベキスタン支援は、倒産法関連の支援プロジェクト(2005年から2年間)であり、この国では初めてという倒産法注釈書が完成し、これが実務家に利用されるようになっています。

以上のような成果は、いずれも具体的なものですが、より重要な成果も現れています。それは日本の支援に対する対象国の信頼です。いずれの国も日本に対して支援継続を望むだけでなく、特定の課題について外国の助言が必要な場合、日本の専門家の参加を求めるようになっています。中には費用を半分負担してでも日本との交流を希望する国も出てきて

いますので、これは目に見えない大きな成果といえ るでしょう。

#### 6 最近の状況と今後に向けて

このような活動をしている中で、海外経済協力会議において、この活動が海外経済協力の重要分野であり、戦略的に進めていく旨の合意がなされました。そして、「法制度整備支援に関する基本方針」(2009年4月22日)が出されるに至り、その重要性は益々高まっています。

また、日本側人材の育成を続けていく必要があるため、国際協力部では、大学の研究者と連携して大学生・大学院生などを対象としたシンポジウムを開催するほか、法科大学院生などのインターンシップを積極的に受け入れています。そして、2009年からは、法務省内の人材育成のため、海外の現場の見聞を含む国際協力人材育成研修を実施するようになりました。

最後に、開発途上国が自力で法整備ができるようになれば、いずれ支援という形の国際協力は終了します。そういう意味では、更に中長期的な活動目標が必要になります。しかし、それぞれの国での法整備や司法改革は続きますので、そうなった時点で、互いに対等の立場として交流することが理想です。そのためには、国際協力部がその仕事の質を益々高めていくことを自覚して、今後の活動に取り組むことが重要です。

(山下輝年 記)

## The 10<sup>th</sup> Anniversary of the International Cooperation Department

October 6, 2011
YAMASHITA, Terutoshi
Director
International Cooperation Department
Research and Training Institute, MOJ Japan

#### I. The Birth of the International Cooperation Department (ICD)

The ICD was founded on April 1, 2001, and marked its 10<sup>th</sup> anniversary in April this year. The year would normally be indicated by Japanese era names in official documents, but as this paper discusses "international" matters, years shall be referred to according to the Western calendar.

Speaking of the year 2001, on June 12 of that year the "Recommendations of the Justice System Reform Council" were submitted to the Cabinet, which included the statement, "Legal technical assistance to developing countries should be promoted." in the 3<sup>rd</sup> item titled, "Promoting Legal Technical Assistance" in Chapter II, Part 3. The ICD is the very department which materializes those assistance activities.

The ICD was first established in the Red-brick Building of the Ministry of Justice, and half a year later, in November, it was relocated to the newly built Osaka Nakanoshima National Government Building. Since then, the ICD has been located there. In March of the same year, Universal Studios Japan was opened in Osaka. In November, the Japanese baseball player, Ichiro, became the leading hitter, stole the most bases, and was named Rookie of the Year and the Most Valuable Player (MVP) in his first year in the Major League. Looking back over the ten years of the ICD's history, some people may feel, "it has already been 10 years," and others may feel, "it has been only 10 years", but it is true that the ICD has marked the end of its first stage.

To establish a new department, internal effort and scrap-and-build are essential. The 1<sup>st</sup> and 2<sup>nd</sup> Research Departments, which used to exist in those days, were integrated into the "Research Department", and the ICD was newly founded. Thus, the establishment of a new department necessarily affects other entities. It should be noted that one entity vanished due to the birth of the ICD. Based on these circumstances, Article 62, paragraph 1, item 4 of the Order for Organization of the Ministry of Justice provides that the duty of the ICD is to "extend international cooperation regarding the maintenance and improvement of legal systems in foreign countries (countries or

regions outside the territory of Japan)." The ICD currently extends international cooperation with a focus on civil and commercial-related laws in developing countries, mostly in Asia. However, its duty may cover a broader range of activities under the above-mentioned provisions, so hopefully you can understand the importance of the ICD's role.

#### II. Embryonic Stage

When things are newly created, "embryonic movements" always take place. Let me explain the situation before the ICD was born.

Activities categorized as "legal technical assistance" in the early-mentioned recommendations of the Justice System Reform Council started in 1994 when even such a title did not exist. Legal technical assistance started with a training seminar for high-level officials of the Ministry of Justice of Viet Nam in which the Japanese legal system was introduced. It was administered by the Secretarial Division of the Justice Minister's Secretariat. From 1995, one year later, training seminars were organized annually by the General Affairs and Planning Department of the Research and Training Institute (RTI). This department was established in 1995 (it was formerly named "Secretariat"), so the officials in charge of training courses first participated in a seminar organized by the United Nations Asia and Far East Institute for the Prevention of Crime and the Treatment of Offenders (UNAFEI) to experience and learn how to administer international training seminars. At the same time training seminars for Cambodia also started and they were conducted annually by the Japan Federation of Bar Associations with the help of the Ministry of Justice and the Supreme Court.

In 1996, in order to promote legal technical assistance from the standpoint of the private sector, the International Civil and Commercial Law Centre Foundation (ICCLC) was established. Since that year, the "Japan-China Civil and Commercial Law Seminar" has been regularly organized in cooperation with the ICCLC and the ICD. Moreover, the International Civil and Commercial Law Seminar also started in the same year. This Seminar was called "multi-seminar" and targeted several countries in Asia. It is a kind of civil and commercial law version of the international training seminars held by UNAFEI. In December of the same year, the Japan International Cooperation Agency (JICA) began a three-year project for Viet Nam, dispatching an attorney-at-law to the Ministry of Justice of Viet Nam.

From 1997, training seminars in Japan and local seminars in Viet Nam were organized biannually and quarterly respectively, and the RTI cooperated in the

administration of, and coordinated the dispatch of lecturers to these seminars.

In 1998, a survey was conducted for the purpose of supporting Cambodia, and a basic agreement was signed between Japan and Cambodia for assistance in the drafting of the civil code and the civil procedure code. In the same year, a seminar for Laos was also organized in collaboration with Nagoya University.

The ICD's embryonic movements suddenly became active from 1999 to 2000. Its assistance to Viet Nam was transformed into the following 3-year project, and as a token of the new project, the "Japan-Viet Nam Civil and Commercial Law Seminar" was held by the ICCLC in Hanoi. In this seminar, the late Professor Emeritus Akira Mikazuki of the University of Tokyo and a former special advisor to the Ministry of Justice delivered a distinguished keynote speech, and his speech was compiled under the title of "An overview of the History of Construction of Japan's Modern Legal System After the Meiji Revolution (1868)" (provided in English and Japanese) by the RTI (issued in July 2001). Since 2000, three legal professionals (judge, prosecutor and attorney-at-law) have been dispatched to the Ministry of Justice of Viet Nam as JICA long-term experts.

As for assistance to Cambodia, teams of famed law scholars and legal practitioners were formed to assist in the drafting of the Civil Code and the Civil Procedure Code, and both the Japanese teams and Cambodian teams began their activities in full, traveling between Japan and Cambodia.

Since 1999, the "Japan-Korea Partnership Seminar" has been organized in collaboration with the ICCLC for the purpose of enhancing expertise of registration officers in both countries by enlightening each other on an equal footing, and at the same time strengthening their friendship through cooperation. This is a joint-study type activity and one of the ideal forms of international cooperation after a recipient country no longer needs assistance from other countries. As the Seminar was started under the theme of registration and family register, the institutions which have jurisdictions over these matters, that is, the Ministry of Justice of Japan and the Supreme Court of South Korea have worked together as counterparts in the Seminars.

In addition, in May 2000 a multi-countries seminar was also organized for lawyers in China, India, Nepal, Pakistan, the Philippines and Thailand, in cooperation with Asia Development Bank.

The 1<sup>st</sup> "Annual Conference on Technical Assistance in the Legal Field" was held in January 2000 at the main conference room on the 1<sup>st</sup> basement floor of the Ministry of

Justice (the 2<sup>nd</sup> conference was held in October of the same year). As legal technical assistance had been extended at various levels, from individual to organization bases, this conference aimed to bring together all those assistance providers in order for them to exchange and share information and thereby promote cooperation among them.

#### **III. Organizational Response**

In parallel to this stage of embryonic movements, the building plan of the Osaka Nakanoshima National Government Building was underway. While the most part of this building is occupied by the Osaka District Public Prosecutors Office, it became the new base of the ICD as mentioned at the beginning of this paper. Though the ICD is one of the seven departments composing the RTI, the ICD staff need to work in Osaka. Thus, its members, more specifically its administrative officers (government attorneys assigned to the ICD are excluded here) shall be basically from the Kansai region (the southern-central region of Japan's main island). However, as the ICD relates to international affairs and has close relationships with the headquarters of the Ministry of Justice and the RTI, officers who have worked only in the Kansai region may have difficulties in performing their daily duties in the ICD. Thus, from 2000, one year before the relocation of the ICD, a deliberate arrangement of personnel was conducted. Some officers from the Kansai region were transferred to the Planning Division of the General Affairs and Planning Department of the RTI and UNAFEI, both located in Tokyo, to learn through experience how to deal with duties related to international cooperation (including organization of seminars). In the following year, they were to be moved to the ICD in Osaka. Though they were transferred from Kansai to Tokyo and from Tokyo to Kansai in a short period of time, it was the best way for them to learn new duties through on-the-job-training.

Changing the subject, the multi-countries anti-corruption seminar was held in 1998 and 1999 by the General Affairs and Planning Department of the RTI, mostly at the Osaka International Center of JICA (OSIC). This seminar was somehow related to the plan of building a new national government building in Osaka. Since assistance activities by the said department became more focused on the civil-and-commercial-law field, since 2002 the seminar has been organized under the jurisdiction of UNAFEI.

As mentioned above, the whole Ministry of Justice stepped up its efforts and measures to establish the ICD, through staff transfer and the shift of departments in charge of the administration of seminars.

#### IV. The Start-Up of the ICD

As explained in the beginning of this paper, the ICD was first set up in the red-brick building of the Ministry of Justice on April 1, 2001. At the request of the RTI President at that time, the inauguration ceremony was held by the first ICD staff members in the 3<sup>rd</sup> classroom of the building. Each staff member, including the first ICD director, expressed their determinations on their new duties in a few words, like: "I will make efforts in my new important assignments."

As the ICD was to be relocated to Osaka in November 2001, for the purpose of announcing its relocation plan and other matters, the 3<sup>rd</sup> Annual Conference on Technical Assistance in the Legal Field was held in the *Urayasu* Center on September 13 of the same year. The ICD often makes unprecedented attempts and both government attorneys and administrative officers of the ICD have been impartially given the opportunities to learn the PCM (Project Cycle Management) method, a must in the assistance field.

From November 2001, the operation of the ICD was moved gradually to, and the department began its activities in Osaka. It was in January 2002 that the first departmental journal, "ICD NEWS" was published (subsequently it has been published regularly and up to Volume 46 has been published as of March 2011). On February 2002, an inauguration ceremony of the new national government building was held and invited high-level judicial officers from recipient countries gave commemorative speeches.

The ICD has intermittently contributed articles to journals such as "Horitsu no Hiroba (Law Plaza)", "Tsumi to Batsu (Crime and Punishment)", "Kenshu (Training)", "Minji Kenshu (Training in Civil Matters)", "Ho no Shihai (Rule of Law)", "Jiyu to Seigi (Freedom and Justice)", "Hikakuho Kenkyu (Comparative Law Study)", "Hogaku Semina (Seminar on Jurisprudence)", "Hoso (Legal Profession)", etc.

#### V. Full-scale activities and changes

The ICD assists developing countries in their effort to maintain and improve their legal systems. Its activities range from assistance in drafting laws (legislative support) to provision of information and materials as a basis for drafting laws in target countries (advisory support), assistance in the operation of legal systems and in the education of people who operate law, that is, legal professionals. The situation in developing countries varies from country to country and therefore assistance must be designed and provided in accordance with their actual conditions. In providing assistance, the ICD adopts and combines the following four methods:

- 1. providing advice on a daily basis and organizing workshops by dispatched long-term experts;
- 2. organizing local seminars by short-term experts;
- 3. providing comments or advice by Japanese advisory groups; and
- 4. organizing training seminars in Japan.

These methods have been adopted since the ICD was established and they have been continued for the past 10 years.

The following is the description of the progress of the ICD in figures:

#### A. Increase in the number of target countries

The Ministry of Justice first started its assistance activities for Viet Nam, Cambodia, Laos and Korea. In 2001 when the ICD was established, local surveys were conducted in Mongolia, Uzbekistan and Indonesia, and subsequently the ICD began assisting these countries (assistance to Mongolia was principally provided by the Japan Federation of Bar Associations). In 2008, assistance to Uzbekistan changed its form and started to target more countries in the form of seminar on comparative law study for four Central Asian countries. Moreover, in the same year assistance to China in the field of civil procedure law started. In 2009 the ICD received requests for assistance from East Timor and Nepal. Thus, the regions that the ICD targets are constantly expanding. Adding other countries for which the ICD conducted training seminars on single occasions to the above-mentioned 12 regular recipient countries, 16 countries and 1,013 people in total (28 countries and 1,439 people since 1994) received assistance from the ICD and participated in the training seminars held by the ICD, respectively.

#### **B.** Expansion of the human network

With regard to the dispatch of personnel of, or persons related to the Ministry of Justice to recipient countries as JICA long-term experts, which started in Viet Nam with the dispatch of two experts, its scale also expanded and currently five people are dispatched to three countries: Viet Nam, Laos and Cambodia (50 people in total, if lawyers and scholars are included). As for Japanese experts who have been dispatched to local surveys or seminars, 97 experts in total have been dispatched to 11 countries (120 experts since 1994). Since 2004, judges have also joined the ICD faculty.

Activities of the ICD are closely related to JICA and thus they are subject to changes in JICA. This organization went through large-scale institutional

reforms in 2003 and 2008, placing more focus on region-based aid, rather than aid for multi-countries, and country-based aid, rather than it being region-based. Influenced by these movements, the International Civil and Commercial Law Seminar, which started at the embryonic stage of the ICD as mentioned above, ended in the fiscal year 2007. It was a unique program in which Japanese officials, including those from the private sector, also participated. The end of this seminar symbolizes the flow of the times.

#### VI. Achievements made so far

Achievements of international cooperation in the legal field are barely visible. As legal assistance is related to the sovereignty of a nation in the end, and legislative priorities may change subject to the political situation of a target country, assistance may not be reflected as purported in their legal system. Moreover, legislative support does not end when laws are enacted and consideration is necessary on how to encourage enacted laws to take root in the target country. Even taking into consideration these circumstances, several results have been produced by the ICD as follows:

#### A. Viet Nam

As for legislative support for Viet Nam (advisory type), the ICD provided assistance in the revision of the 1995 Civil Code and the Bankruptcy Law and in drafting the Intellectual Property Law, Civil Procedure Code, Property Registration Law, Secured Transaction Registration Law, Judgment Execution Law, State Compensation Law, etc. As a result, the Civil Code was not revised but was totally renewed as the 2005 Civil Code. The new Civil Code fully adopted the principle of contract and made several other achievements, though it did not sufficiently respond to the nation's transition to a market economy. The Civil Procedure Code and the revised Bankruptcy Law were enacted in June 2004, and the Civil Judgment Execution Law was enacted in November 2008. As for the State Compensation Law, it was passed, though greatly delayed, in June 2009. Other statutes are pending due to changes in Vietnamese policies.

With regard to capacity building, teaching materials on the resolution techniques of civil and criminal cases, a judgment writing manual, a joint study on the development of the precedent system, a prosecutor's manual, etc. have been completed and they are used in law practice and legal training.

#### B. Cambodia

Assistance to Cambodia began with the drafting of the Civil Code and the Civil Procedure Code through dialogues between Japanese law scholars, a practitioners

team and a Cambodian judicial officials team. In contrast to other donors which draft laws for a short period of time, the Japanese legislative support continued for more than 4 years to reflect the actual situation of Cambodia in the Codes and made them durable under the international standard. Both draft Codes were completed in Khmer by March 2003 and submitted to Cambodia. Subsequently, even during the legislative procedure in Cambodia, assistance was continued. Finally, the Civil Procedure Code was promulgated in July 2006 (came into force in July 2007) and the Civil Code in December 2007 (it has not come into force as of March 2011). Moreover, assistance was provided to draft laws related to the above two Codes (Personal Status Litigation Law, Non-Suit Civil Case Procedural Law, etc.), which are to be enacted successively.

In addition, since November 2005, assistance has been offered in relation to the training of civil matters based on the Civil Code and the Civil Procedure Code for candidate teachers of the Royal School for Judges and Prosecutors. To date, 28 candidates have completed training and 7 of them have actually joined the faculty of the said school, two of them teaching also in the Training School of Court Clerks. This way they are actively contributing to the training of future judicial officials and the remaining candidates are also expected to become teachers.

#### C. Laos

For Laos, from 2003 assistance had been provided for preparation of textbooks on the Civil Code and Company Law, a judgment writing manual and an investigation manual for prosecutors and they have been used in actual practices. Later in July 2010, a new project for capacity building of judicial personnel started. This new project is not a type of legislative support to draft individual statutes, but aims to strengthen the training system, human resources and institutions in the legal and judicial fields, and the project is highly expected to attain its goals.

#### D. Indonesia

For Indonesia, after analyzing the actual condition of its legal system for five years, through comparative studies of civil justice systems since 2002, etc. the two-year project for strengthening mediation system was implemented from 2007. As a result, in July 2008 the regulations of the Supreme Court of Indonesia were revised, and coupled with the preparation of a commentary on the said regulations and a Q&A book, there is growing interest in the active use of the mediation system. Through these activities, a relationship of trust has been developed between the ICD and the Supreme Court of Indonesia, and a continued cooperative relationship in the field of capacity building is expected.

#### E. Uzbekistan

Assistance for Uzbekistan was elaborated in the form of a project to support their bankruptcy law (for two years from 2005), and the Commentary on the Bankruptcy Law was completed for the first time in this country to be used by law practitioners.

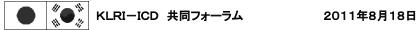
In addition to such specific results, a more important achievement is also observed; trust of target countries toward Japanese assistance. Each country expects Japan not only to continue its assistance but also to count on Japanese experts when they need advice from foreign countries on specific issues. Some of them want to keep relationships with Japan even sharing half of the necessary costs. This can be considered as one of the great invisible results of ICD efforts.

#### VII. Current Situation and the Future

While the ICD has been pursuing its duties as above, the Council of Overseas Economic Cooperation reached an agreement to the effect that legal technical assistance activities are one of the important areas of overseas economic cooperation and thus they need to be implemented strategically. The Council issued the "Basic Policies on Legal Technical Assistance" (on April 22, 2009) and thus the importance of legal technical assistance is growing more and more.

As it is necessary to continuously cultivate human resources who are competent enough to engage in legal technical assistance, the ICD is actively promoting its activities to young people, by organizing symposia targeting undergraduate and graduate students in collaboration with the academia and organizing internship programs for law school students, etc. Moreover, since 2009 the ICD has organized seminars of capacity building for international cooperation, including opportunities to visit cooperation sites abroad, to train human resources within the Ministry of Justice.

In order to bring an end to international cooperation in the form of assistance for developing countries, recipient countries need to be able to establish and improve their legal systems by themselves. In this sense, legal technical assistance requires mid- and long-term goals. Even when developing countries become capable enough to do so, improvement of legal systems or judicial reforms may continue in any country. Therefore, it is ideal that each country, when they are developed enough, interacts with each other on an equal footing. For this purpose, it is crucial for the ICD to work on its duties and be aware of the need to improve the quality of its activities on a constant basis.



## 日本による法整備支援の現状 1





法務省法務総合研究所国際協力部 教官 森永太郎





















## | ベトナム社会主義共和国

《中華人民共和国》

カンボジア

積: 329,241平方キロメートル 面

口: 約85,790,000人

都: ハノイ(Ha Noi)

民族構成: キン(京)族86%, 少数民族14%

語: ベトナム語(オーストロアジア語族)

宗 教: 仏教・キリスト教など 政 体: 社会主義共和制

治: 一党独裁制

政 権:ベトナム共産党

済: 社会主義的市場経済

旧宗主国: フランス 立: 1945年



1945年 日本軍降伏撤退,ホーチミン独立宣言,ペトナム民主共和国成立

1949年 ベトナム国(親仏)成立

1954年 ディエンビエンフーの戦い、ジュネーヴ停戦協定・南北分断

1965年 米軍直接介入

1973年 パリ和平協定・米軍撤退

1975年 サイゴン(現ホーチミン市)陥落・南ペトナム消滅 1979年 カンポジア進攻・中越戦争

1986年 ドイモイ(刷新)政策採択, 全方位外交, 市場経済化へ

## ベトナム法制度整備支援 (1994 - 2011)



#### 法令起草支援

- 新民法·知的財産法·民事訴訟法·破産法·民事判決執 行法·不動産登記法·担保取引登録法·国家賠償法·改 正刑事訴訟法·行政訴訟法·改正民事訴訟法

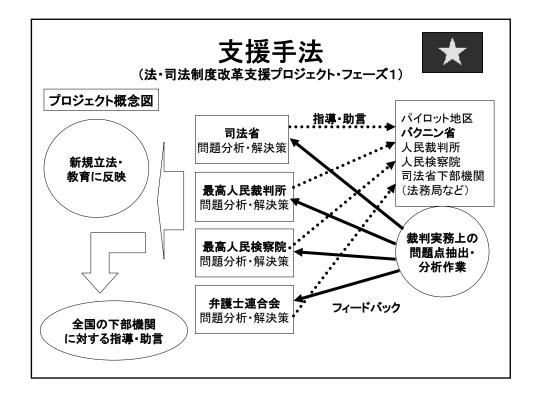
#### • 制度整備•人材育成支援

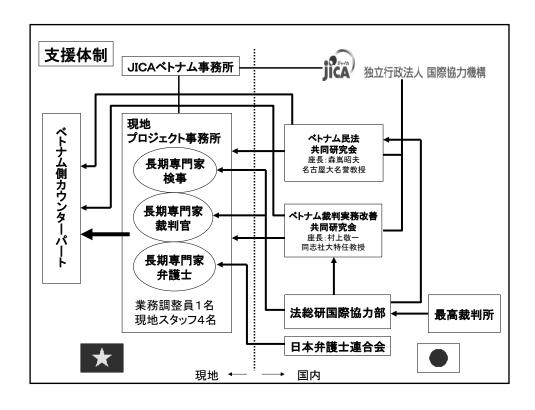
- 判例制度研究
- 判決書改善
- 検察官執務マニュアル
- 国家司法学院カリキュラム・教科書
- ベトナム国家大学法学部日本法講座
- パイロット地区(バクニン省)裁判実務改善

## ベトナム法整備支援



- 司法省(Ministry of Justice)
  - 十司法学院(Judicial Academy)
- 最高人民裁判所(Supreme People's Court)
   +パクニン省人民裁判所(Bac Ninh Provincial People's Court)
- 最高人民検察院(Supreme People's Prosecution Office)
   +バクニン省人民検察院(Bac Ninh Provincial People's Prosecution Office)
- ・ ベトナム弁護士連合会(Vietnam Bar Federation)
- ベトナム国家大学ハノイ校法学部(Vietnam National University Hanoi, Law Faculty)





## ベトナム法整備支援の環境

- ・ 統治体制の特徴
  - 共産党一党独裁・民主集中制・権限分配
  - 「二重の従属」 → 縦の命令と横の命令
  - 行政主導型国家 → 弱い司法
- 法制度の特徴
  - 成文法主義 一 成文法規範の氾濫
  - フランス法+ソビエト法
  - 公法・私法の未分化
  - 法は科学? →「社会通念」,「通常人」が嫌い・「真実は 一つ」





## ベトナム法整備支援の環境

- ・ 組織の特徴
  - 単独判断を嫌う
  - 縦割り・省益至上主義
  - 通達至上主義・形式主義・繁文縟礼
  - 村社会・ネポティズム
  - 独立採算制・省庁は民法上の法人
  - 代理・代行嫌い
  - 適材適所
- ・ 人材の特徴
  - 優秀・勤勉・語学能力高い
  - 批判精神・多様性
  - 最近では外国経験のある者が多い
  - 長期的ビジョンを持つのが苦手
  - 論理的な説明が苦手

## ベトナム法整備支援の環境

- ・ 法整備の方向性
  - 2005年共産党中央委員会政治局第48号(「法制度整備戦略」), 第49号決議(「司法改革戦略」) → 2020年の近代化・工業化に 合わせて近代的な法・司法制度を整備
- ・ 支援環境
  - 法整備の目標設定ができている
  - Recipientとしての能力=高い(支援活動を自らコントロールすることが可能)
  - 法律学・法教育がある
  - 法研究機関がある
  - 法・司法関係機関はいずれも意欲的
  - 「外気」にさらされ、慣れてきている
  - 世代交代が進行中→柔軟な思考が可能





## 主要ドナー

- UNDP·UNICEF·UNODC·UNIFEM·UNAIDS·ILO等(国 際機関)
- USAID(アメリカ) STAR Project
- CIDA(カナダ) PIAP I, II, III, JUDGE
- AusAID(オーストラリア)
- EC(欧州委員会) JPP
- DANIDA SIDA(デンマーク+スウェーデン) JOPSO
- Maison du Droit(フランス)
- JICA(日本) 法・司法改革支援プロジェクト
- (BMZ-GIZ, BMJ(ドイツ))

## 新プロジェクト (法・司法制度改革支援プロジェクト) ブロジュクト) 対 独立行政法人 国際協力機構



- 概要:
  - 基本的な考え方、相手方はフェーズ1と同じ。
  - 「パイロットエリア」の指定はしていない。
  - CP間の連携を促す仕組みは後退している。 → フェーズ1の誤算?
- 成果の二本柱:
  - 1. 中央司法関係機関(MOJ,SPC,SPP,VBF)において、 各々の業務に関する全国的なモニタリング・指導・助 言・監督の能力が向上する。 → 組織能力開発
  - 2. 適正な裁判の基礎となる実体法・手続法・組織法の草 案が作成される。 → 起草支援

## 今後の課題



- 48号決議と49号決議のレビュー
  - → 現地では進行中
- 2020年までの方針策定
  - ニーズ調査のアップデート
  - フェーズアウトへ向けた具体的ステップ
  - → ベトナムは「卒業」できるか?
- 日本によるベトナム法整備支援の全体評価
- 「中進国」としてのベトナムとの協力関係の模索
  - 「南々協力」の促進
  - ベトナムとタイアップしての第3国法整備支援
- ・ その後の関係
  - 外交交渉?
  - 学術交流?

## Thank you!



International Cooperation Department Research and Training Institute Ministry of Justice

#### 法務省法務総合研究所国際協力部

http://www.moj.go.jp/HOUSO/ICD.html



2011年8月18日

## 日本による法整備支援の現状 2



## カンボジア



法務省法務総合研究所国際協力部 教官 森永太郎







Kingdom of Cambodia カンボジア王国







## カンボジア王国

積: 約181,000平方キロメートル

ロ: 約13,400,000人 都: プノンペン(Phnom Penh) 首

民族構成: クメール人90%, 少数民族10% 語: クメール語(オーストロアジア語族)

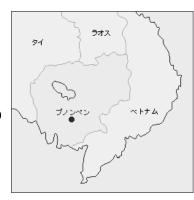
教: 仏教

政 体: 立憲君主制(ノロドム・シハモニ国王)

治: 多党制 権: 2党連立政権

済: 資本主義的市場経済

旧宗主国: フランス 立: 1953年



#### 特記事項:

1970年~1975年 クメール共和国対クメール・ルージュ内戦

1975年~1979年 民主カンプチア(ポル・ポト)政権(知識人大量虐殺) 1979年~1991年 ベトナム軍進攻、ヘン・サムリン政権対民主 カンボジア3派内戦

1991年~1993年 パリ和平協定・UNTAC活動

## カンボジア法整備支援 (1998 - 2012)



- 民法 · 民事訴訟法案起草
- 民事関連法案起草(不動産登記法、供託法など)
- 王立裁判官・検察官学校能力強化(民事裁判教育 改善)
- 弁護士会能力強化(2010年終了)



# カンボジア法整備支援 カウンターパート

- 司法省(Ministry of Justice)
- 王立裁判官検察官養成校(Royal School for Judges and Prosecutors RSJP)
- カンボジア弁護士会(Bar Association of the Kingdom of Cambodia)

## カンボジア法整備支援の環境

- ・ 統治体制の特徴
  - 立憲君主制·三権分立
  - 多党制
  - 行政主導型国家・首相の権限強大 → 弱い司法
  - 司法行政権は司法省に留保(西欧型)
  - 「憲法院」あり
- 法制度の特徴
  - 宗主国フランス法の影響
  - 法制度は生成中?

## カンボジア法整備支援の環境

- ・ クメール・ルージュによる法制度の破壊
- 法律人材の殲滅
- ・ 法律学の未発達



現在もなお、深刻な影響

- + 「法律よりも目上の人の言うことに従う」傾向=法の支配の 軽視?
  - → レシピエントとしての「体力」弱い
  - → 自らドナー間調整をすることが困難
- +「援助漬け」の悪影響 → 何をするにもドナー頼み

## カンボジア法整備支援の特徴

- ・ 法整備の方向性
  - 開発戦略=「四辺形戦略」→ガバナンスを重視, ただし, 「法整備」に関してはさほど詳細な言及はなし
- ポスト・コンフリクトの国づくり支援 (cf ベトナム=市場経済化支援)
- ・日本の支援

民法・民事訴訟法起草支援から開始



## カンボジア法整備支援の特徴

• 「判断代替型」支援 → カンボジア民法・民事訴訟法は日本側が起草



- 運用に向けての環境整備が不可欠
  - 関連法令の起草 (司法省)
  - 裁判官養成のトレーナーズ・トレーニング(RSJP)

今後も、民法・民事訴訟法の運用訓練必要

## 新プロジェクトの素案 (2012年4月以降)



独立行政法人 国際協力機構

#### 実施機関

司法省、王立司法学院、弁護士会、王立法経済法科大学

#### 上位目標

民法、民事訴訟法及び関連法令の起草、立法、解釈、適用にかかる経験を通じ、カンボジア側が、将来、自立的、持続的に現法の運用および新法の起草を行えるようになる。

#### プロジェクト目標

司法省及び裁判所において、民法および民事訴訟法の適正な解釈、 自立的な運用および見直しが行われる(司法省及び裁判所の、民法 および民事訴訟法の解釈・適用上の課題、関連制度の整備普及に 対処していく能力が向上する)。

→ これまでの路線を踏襲(民法・民事訴訟法のアフターサービス)

## 今後の課題

- 民法・民事訴訟法及び関連法令の定着を図ること
- カンボジア自前の法理論・法律学への第一歩を踏み出すこと
- 関係各機関, 在野法曹, 大学の連携を促進すること



法律分野における「援助漬け」からの脱却



CP側の大きな意識改革が必要
→ 世代交代を待つ必要?

## 日本による支援の今後

カンボジアに対する法整備支援の必要性

→ 向こう15~20年は継続支援が必要

## しかし・・・・

☆日本側が耐え得るか(ドナーとしての忍耐の問題)?

- → 今後まだしばらく耐えうるのであれば・・・
- 可能な限り、法律学・法教育に重点を置いた支援に転化していく
- ・ 他ドナーとも協力して法整備支援の戦略形成を促す
- → 無理だとしたら・・・
- ・ 徐々に他ドナーに任せていく(後継ドナーの掘り起こしと引継ぎ)
- ・ 他ドナーとの共同支援を模索する

# Thank you!



International Cooperation Department Research and Training Institute Ministry of Justice

### 法務省法務総合研究所国際協力部

http://www.moj.go.jp/HOUSO/ICD.html

#### 韓国法院公務員教育院について

(2011年8月17日時点)

#### 1 概要

韓国法院公務員教育院(以下「教育院」)は、裁判所の事務官、書記官、秘書官その他の職員のための研修や育成プログラムを企画・実施している。

#### (1) 沿革

1962年11月3日 法院職員訓練院として設置

1979年9月1日 法院公務員教育院(現在の名称)として開院

2001年2月1日 現庁舎に移転

#### (2) 所掌事務

法院職員(除く法官)の教育(研修)

執行官の教育(研修)

その他,大法院長が必要と認めた者の教育(研修)

例:憲法裁判所,国防省,法律扶助協会の職員などに対する委託教育(研修)

#### (3) モットー

「法院の光へ 国民の友へ 未来司法のために 力量ある人材養成」

#### (4) 組織及び人員

教育院は,教育院長が統括し,教職員が配置されている。

教育院長は、次官級の政務職であり、大法院長の指示の下、教育院の全ての業務を 実施し、教育院の全職員を監督する。

教育院長の下に,事務局長1名(3級),教授14名(4級),講師4名(5級),総 務課職員23名,教務課職員12名の合計55名の体制である。

なお、韓国の「級」は、日本と逆で、上位ほど番号が若くなる。

#### (5) 庁舎

現庁舎の敷地は約39,000 平方kmで,建物の総面積は20,700 平方kmである。 主要施設は、本館・講義棟・講堂・生活館(宿泊棟)・体育施設の5つがある。

#### 2 研修プログラム

教育院のプログラムは、大別して、研修教育(管理研修)、職務教育(業務研修)、特別教育(特別研修)の3つがある。

研修教育(管理研修)の主要なものは,政策改善(3級以上),リーダーシップ改善(4級以上),サービス改善(5級以下)である。

職務教育(業務研修)は、更に研修員のレベルにより3つに分かれ、基本教育(導入レベル)、実務教育(中級レベル)、専門教育(上級レベル)がある。

基本教育は、新規採用者(5・9級)のほか、昇進任用者(7級)に対して行われる。 実務教育は、初級(8・9級)、中級(6・7級)、高級(5級)の3つがある。

専門教育は、民事訴訟、刑事訴訟、執行、不動産登記、商業登記、戸籍、供託、破産 等の分野をカバーしている。

特別研修プログラムでは,戸籍担当職員,執行官,裁判所警備,技能職等に対する研修が実施されている。

#### 3 職員の構成

(1) 法院公務員の現況 (2011年7月31日時点)

裁判官2,616名一般職8,942名技能職2,861名

その他 2,548名 (総数 16,967名)

#### 一般職の級別人員

- 1級 1名
- 2級 10名
- 3級 45名
- 4級 457名
- 5級 870名
- 6級 1,846名
- 7級 1,445名
- 8級 2,752名
- 9級 1,516名

法院職員は、司法行政、技術試験、図書館、通訳、施設、工業管理、厚生等の様々 な分野で働いている。

司法行政は、更に法廷事務、登記事務、情報技術、統計、速記及び廷吏等の分野に 分けられる。

行政部の職員と同様に、法廷事務の分野で働いている法院職員も1級から9級まで にわたる。

#### (2) 法院職員の任命

法廷事務を取り扱う法院職員は、公開競争試験に合格した後、任命される。 法院職員は、一定の定められた期間一定の地位を務めると昇進することができる。 但し, 5級及び7級の場合は異なり, この場合は昇進試験に合格しなければならない。 原則として、法院職員は大法院長が任命するが、通常は、法院職員を任命する権限 は、その法院職員が所属する組織の長に委任されている。

#### (3) 法院職員の職務

- 法廷事務において、訴訟手続につき裁判官を補助する。
- 法院職員は、法廷でのやり取りを記録し、訴訟記録を保管し、法的事件に関す る各種証明書を発行し,文書を提供する。
- 法院職員は、また、登記、戸籍及び供託等の法廷事務以外の業務も取り扱う。

以上